

旧桔梗屋保全活用事業

■事業者募集要綱 に関する質疑及びその回答(No.5～No.9)

No.	資料名	該当箇所				タイトル	質問	回答
		頁	章	項	カナ			
5	事業者募集要項	3	2	(2)	—	貸付物件の概要	駐車場16台のうち「6台が道路より直接進入困難」とあるが、駐車区画の改良工事は可能か。(中庭敷地内にセットバックし駐車場を設置、自動二輪車・自転車置き場、外構植栽帯とする等)	駐車区画を含め、敷地内全体の改良工事が可能です。 庭園及び駐車場に係る部分の一切を含む土地の事業用定期借地権設定契約を締結しますので、法令等や事業者募集要項等の範囲内で必要な工事を含め事業者が使用することができます。ただし、事業期間の終了にあたっては、要求水準書「5. 原状回復等に係る要求水準」に基づく原状回復を行っていただきます。
6	事業者募集要項	5	3	(2)	キ(イ)	禁止する用途等	禁止用途の中で「居住の用途に供することとはできません。」とあるが、宿泊施設やゲストハウス等の用途は可能か。	禁止する用途は、事業者募集要項に示すとおり、建築基準法上の「居住の用途」に供することとはできません。ご質問の用途が同法上の「ホテル」または「旅館」に該当する場合は可能です。
7	事業者募集要項	12	6	(3)	ウ	貸与資料	建物・敷地の各種図面資料等は、CADデータ(dwg/dxf等)にて受領可能ですか。可能な場合、提案資料の作成のため二次加工(基本提案図作成)は可能か。	建物・敷地の各種図面資料は、資料6「令和3年度旧桔梗屋建物調査委託」成果物のCADデータ(jww/dxf)及びPDFデータを、貸与資料として提供します。 貸与資料の借用には、窓口に備え付けの借用書に必要な事項をお書込みのうえ、提出してください。
8	事業者募集要項	13	6	(3)	オ(ウ)	提出書類	11.事業提案書の作成時に、模型写真等を添付する場合には、本審査時に実物の作成模型を持ち込むことは可能か。	本審査会場への模型の持ち込みは、事業者募集要項15頁「イ 本審査(プレゼンテーション)」に示す「計画提案として提出されていないCG(コンピュータグラフィックス)やムービーの使用」と同じ扱いとし、不可とします。事業提案書に模型の写真を添付することは可能です。
9	要求水準書	4	1	(3)	3)	事業期間及び賃貸借契約の諸条件	次期10年間の新たな契約について、「1回限り」とあるが、2回目以降は可能か。(20年目以降の契約の可否)	要求水準書に記載のとおり、次期10年間の新たな契約については「1回限り」です。現時点においては、20年目以降の本市の旧桔梗屋保全活用事業の継続方針は未定ですが、改めて本市が事業者を公募する場合には、既に旧桔梗屋を活用している事業者も応募することが可能です。